

卒業生の給食費の返還について

このたびの新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業に伴い、学校給食の提供を停止したことから、下記のとおり学校給食費の返還を行います

1 返還額及び返還時期の詳細につきましては、連絡が入っていませんので追ってお知らせいたします。

2 返還方法は、学校給食費の引落口座へ返還いたします。本校にお知らせいただいている引落口座を解約されている場合や、口座番号・口座名義等が変更されている場合には、お振込ができませんので、該当する方はお手数ですが3月25日(水)までに本校へご連絡をお願いいたします。

3 未納がある場合は、返還は行わず、未納額と相殺させていただき、相殺後に残額がある場合には、その残額についてのみ返還を行います。

4 生活保護、就学援助を受けている場合は基本的に返還はなく、特別支援教育就学奨励費を受けている場合には返還額は通常の半額となる見込みです。

※4月中旬から新入生のメール登録が始まると卒業生の保護者メールが届かなくなりますので、本校 HP や電話にてお問合せください。